

入所要件を確認するための書類および保育料を決定するための書類一覧表

(1)保護者(同居者)等の状況(入所要件を満たしているか)を確認するために提出していただく書類
(世帯の保護者など同居しているすべての人が下記のいずれかに該当している必要があります)

※ただし、世帯の中で令和5年4月1日現在、70歳以上および18歳未満の人は提出の必要はありません。

保護者等の状況	入所要件(入所するために必要な保護者、同居者の条件です) 必要書類(入所要件、保育料の決定、児童の健康状態などを確認するための書類です)
就労により保育が困難なとき 企業や団体等に勤務している人 (勤務証明書 P10)	企業や団体などに雇用され就労している人で学童保育所の開所時間(13時～18時)内に就労しているため児童の保育が出来ない場合、1ヶ月60時間以上の就労を原則とします。 ※4月1日以降の勤務内容を証明したものが必要です、4月以降の勤務内容の証明が取れない場合は、P12申立書(その他用)を提出し、4月中に勤務証明書を提出してください。 勤務証明書(P10の学童保育所申込用勤務(予定)証明書)に勤務先で証明を受けてください。 ※勤務先企業などで専用の就労証明書がある場合はそれを提出してください。 ※勤務先が内定しているが、まだ勤務していないので勤務証明が取れない場合はP12の申立書(その他用)B欄□内に☑を記入いただき提出してください、この場合就職後すみやかに勤務証明を提出してください、提出が無い時は入所は1か月間のみで退所となります。
就労により保育が困難なとき 自営業や企業の代表の人 (申立書・自営業用 P11)	自らが代表者として企業などの運営をしている人や個人経営のため児童の保育が出来ない場合。 申立書(P11の学童保育所申込用申立書(自営業用))
疾病・障害 により保育が困難なとき (申立書・その他用 P12)	保護者が病気やけがで療養が必要な人、または精神的・身体的に障害を有しているため児童の保育が出来ない場合。 医師からの診断書(3か月以内のもの)または身体障害者手帳等、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの写し(発行年月日、障害の名称が分るもの)
看護・介護 により保育が困難なとき 親族等の看護や介護をしている人 (申立書・その他用 12頁)	児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がおり、学童保育所の開所時間にその人の看護・介護にあたっているため児童の保育が出来ない場合。 ①被看護者、被介護者の医師からの診断書(3か月以内のもの)または身体障害者手帳等の写し ②看護または介護にあたっていること及びスケジュールが分る書類の写し
就学または技能訓練 により保育が困難なとき 技能取得のために職業訓練校などに通学している人 (申立書・その他用 P12)	保護者が就学の為、学校や職業訓練校などに通学している人で、学童保育所の開所時間に就学等のため児童の保育が出来ない場合。 ①在学期間の記載のある在学証明書のコピー ②合格通知書の写し、授業カリキュラム(時間割表)が分る書類の写し
出産により保育が困難なとき (申立書・その他用 P12)	出産の為、予定日の産前8週・産後8週の日が属する月の期間入所できます。 ①母子手帳等のコピー ②母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの ※育児休業中は入所要件に該当しません
その他特別な理由により 保育が困難と認められるとき (申立書・その他用 P12)	家庭において十分に児童の保育が出来ない状況にあると認められる場合 (NPOでは判断出来ないので役場こども未来課に相談してください)

(2)保育料を決定するために必要な書類

※同居世帯全員(70歳以上、または18歳未満で所得がある人を含む)の方の提出をお願いします

- ①所得課税証明書 令和4年度(令和3年分)所得課税証明書
- ②生活保護証明書 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 水巻支所で証明を受けてください。
※提出がない場合は、最も高い保育料となります。なお保育料が最高額になることが明らかになると証明書を提出されない方は、P12の申立書(その他用)A欄□内に☑を記入いただき提出をお願いします。

(3)同居とは、同一の敷地(建物)内に居住していることで、住民登録上の世帯分離とは異なります。